

一宮市民の皆様へ

一宮警察署からのお願い

- 令和3年10月1日から自転車利用者の乗車用ヘルメットの着用が、努力義務となりますので、「一宮警察は指導を強化」します。

愛知県では、自転車の交通事故防止、事故被害の軽減などを、目的とした「自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」を令和3年4月1日から施行していますが、そのうち、乗車用ヘルメットの着用（第11条）、自転車損害賠償責任保険等への加入（第13条）は、令和3年10月1日から開始されます。

ヘルメットを被っていれば守れた命は非常に多く、一宮警察署としては、市民の命を守るため、皆様が、ヘルメットを着用するまで、根気強く指導を行って参ります。

- 自転車の交通ルールを「知って」ください。

自転車の交通違反としては、信号無視（3カ月以下懲役、5万円以下罰金）、右側通行（3カ月以下懲役、5万円以下罰金）、並進（2万円以下罰金）、一時不停止（3カ月以下懲役、5万円以下罰金）、無灯火（5万円以下罰金）、二人乗り（2万円以下罰金）、携帯電話使用（5万円以下罰金）、大音量イヤホン使用（5万円以下罰金）、傘差し運転（5万円以下罰金）、歩道通行などの通行方法違反（2万円以下罰金）、飲酒運転（5年以下懲役、100万円以下罰金）などがあり、自転車は脆弱で危ない乗り物ですので、交通ルールを守って、ご自身も守っていただくために、とても重い刑罰が科せられています。

現在、自転車の無謀な運転による交通事故が、多発していますので、自転車の交通ルールを知っていただき、自身の身を守る運転を心がけてください。

- 振り込め詐欺などの特殊詐欺は「身近」で発生しています。

被害に遭われたことのない方は、対岸の火事と思いがちですが、一宮市内では本年に入り、50件（実害15件）発生しており、被害総額は約2,000万円に上ります。

一般の方が経験したことがなく判断に迷う事柄（還付金、親族の交通事故治療費請求、警察官の示談交渉など）を巧みに利用して、いかにも「現実のこと」のように思わせて、現金を振り込ませたり、カードを騙し取る手口ですので、「こんな電話は始めてだな、なんとなく急がされているな」と感じた時は、躊躇せず一宮警察に相談してください。

- 空き巣、忍込みなど「ドロボウ」が増えています。

家人が留守の時に侵入する空き巣や、就寝中などに侵入する忍込みが少しずつ増えており、概ね、深夜や宵の口の犯行です。忍込みの中には、ドロボウと家の中で、鉢合せになったケースもあり、非常に怖い思いをされた方もいます。長時間、留守にしたり、就寝する時は、1階の雨戸やシャッターを閉めるなどのドロボウ対策をお願いします。

- 自転車ドロボウも増えています。

本年に入り、自転車盗は441件に上ります。駅の駐輪場での発生が主ですが、自宅の庭先から盗まれるケースもあり、共通して鍵をかけていない場合が多いようです。ご自分の自転車に愛着をもって、必ず2個以上の鍵をかけて、盗難に遭わないよう注意してください。